

### 3) 水質に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準を表 2.2.7.1-3 及び表 2.2.7.1-4 に示す。また、五木村及び相良村における環境基準の類型指定状況を図 2.2.7.1-1 に示す。

表 2.2.7.1-3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒 素(ひ そ)	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

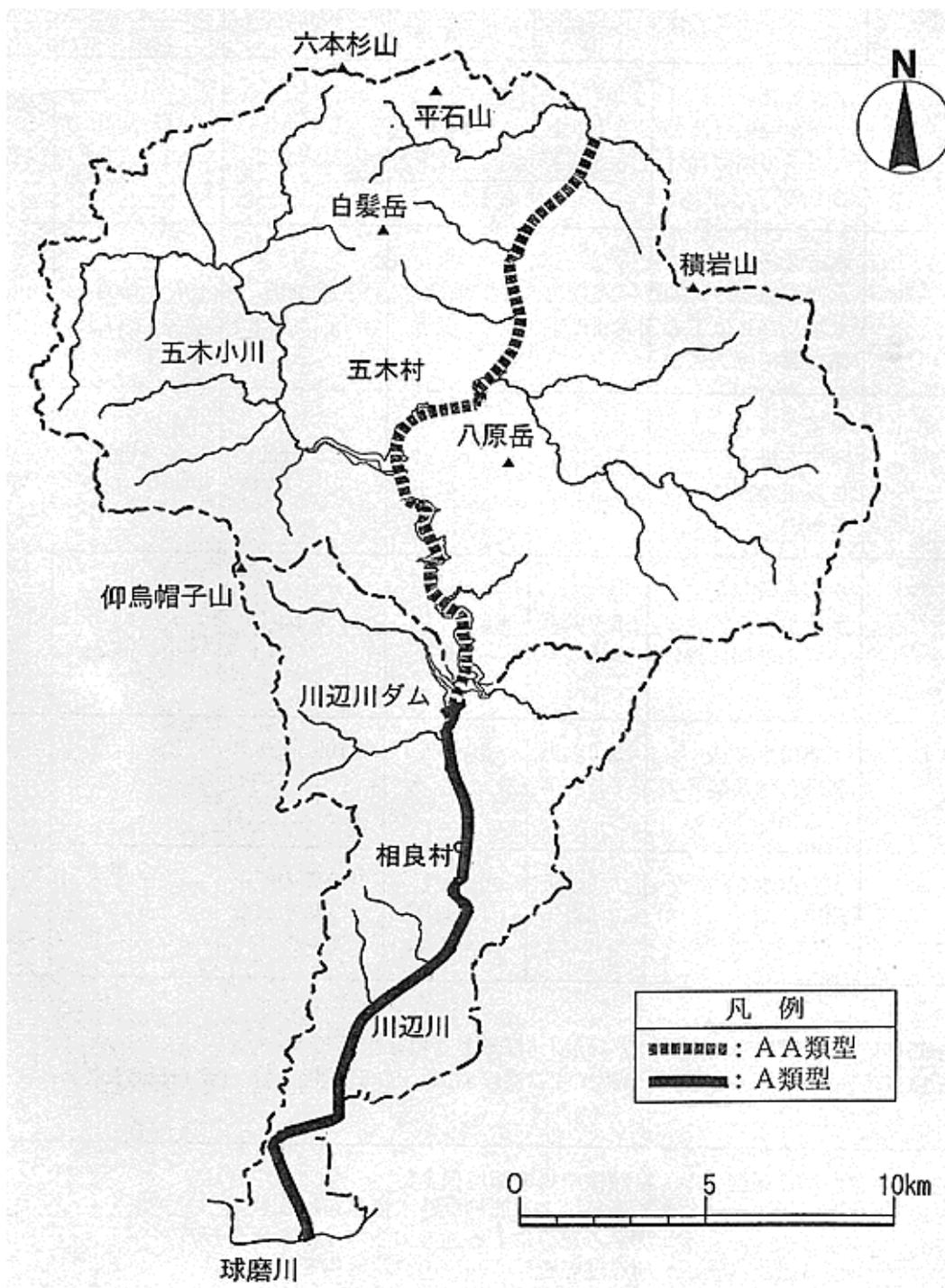
備考1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注) 出典:「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」



出典:「平成 11 年版 熊本県環境白書」(熊本県環境政策課、平成 12 年2月)

図 2.2.7.1-1 環境基準の類型指定状況

表 2.2.7.1-4 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (B OD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄にお掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—
<p>備考</p> <p>1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)</p> <p>2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)</p>						

注) 1.自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 2.水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3.水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の  
水産生物用
- 〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 : コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
- 4.工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水を行うもの
- 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5.環境保全 : 国民の日常生活(沿道の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- 6.出典 : 「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」